

平成 26 年

ふれあい通信

第 9 号

5月22日

運転する前に・・・

シートベルト

チャイルドシート の着用を！



車に乗ったらシートベルトを着用する、6歳未満の子どもを車に乗せる時はチャイルドシートを使用する、誰もが知っている交通安全の基本です。
後部座席に乗る時も必ず守り、万が一事故に遭った場合に備えましょう。

滋賀県のシートベルト着用率（運転席）

97.5% 全国33位

平成25年10月 シートベルト着用率全国調査による



助手席や後部座席でもシートベルトはしなければいけません

運転者は、助手席や後部座席に乗せた人に、シートベルトを必ず着用させましょう。 **運転者の違反点数 1点**

滋賀県のシートベルト着用率

助手席 91.8%(全国41位) 後部座席 43.3%(全国9位)



エアバックはシートベルトの補助的装置です

エアバックはシートベルトを着用してこそ効果を発揮するものです。

シートベルトを着用していないと、かえって怪我をすることにもなりかねません。

平成25年中の自動車乗車中死者27人(小特を除く)

着用 9人 着用率 33.3%

非着用 18人



非着用者18人のうち9人(50%)が、シートベルトを着用していれば助かった可能性があります。

シートベルトはあなたの命を守る最後の「とりで」です!

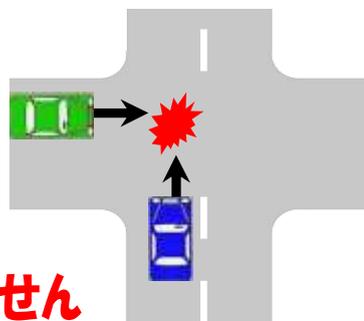
滋賀県のチャイルドシート使用率
60.8% 全国23位

平成25年4月 チャイルドシート使用率全国調査による



<事故事例>

昨年、滋賀県で発生した交差点での出合頭事故で、チャイルドシートを使用していなかった幼児が死亡しました。



抱っこやシートベルトなどでは幼児の命は守れません



チャイルドシートは使用の方法を誤ると、効果がなくなりますので、取扱説明書をよく読んで、正しく使用しましょう。

子どもの体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。

施設の窓口で掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp